

土 総 第 1 3 9 号  
平成 2 8 年 6 月 3 日

鳥根県建設産業団体連合会会長 様

土 木 部 長  
(土木総務課)

しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱の制定について (通知)

本県土木行政につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、この度、建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的として、新たに「しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)を制定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 要綱の概要

補助対象事業	交付対象者	補助率及び補助金額	備考
(1) 合同企業説明会開催事業	県域の建設産業団体	補助率：補助対象経費の1/6以内 補助額：1,500千円以内	厚生労働省の建設労働者確保育成助成金
(2) 現場見学会等開催事業	県内の建設産業団体	補助率：補助対象経費の1/6以内 補助額：300千円以内	(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業)を受給して実施する事業であること。
(3) 若年労働者資格取得講習会開催事業	県域の建設産業団体	補助率：補助対象経費の1/6以内 補助額：500千円以内	
(4) 「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	建設女子会、建設業団体等で構成される団体	補助率：補助対象経費の10/10以内 補助額：5,000千円以内	—

※ 詳細については、別添要綱等をご参照ください。

2 施行日

要綱は、平成28年6月3日から適用する。